

令和 2 年 12 月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第157号	令和2年度富山市一般会計補正予算（第5号）……………	1頁
議案第158号	令和2年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）…	43
議案第159号	令和2年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）……………	47
議案第160号	令和2年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	53
議案第161号	令和2年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	63
議案第162号	令和2年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	75
議案第163号	令和2年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）……………	85
議案第164号	令和2年度富山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）……	91
議案第165号	令和2年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）……………	97
議案第166号	令和2年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第1号）……………	107
議案第167号	令和2年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）……………	111
議案第168号	令和2年12月の期末手当に関する条例制定の件……………	113
議案第169号	富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 制定の件……………	115
議案第170号	富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例制定の件……………	116
議案第171号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定の件……………	117
議案第172号	富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	119
議案第173号	富山市教育センター条例の一部を改正する条例制定の件……	120

議案第174号	富山市馬場家条例制定の件	121
議案第175号	富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件	127
議案第176号	富山市・医師会急患センター条例の一部を改正する条例制定の件	128
議案第177号	富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件	130
議案第178号	富山市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定の件	131
議案第179号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件	132
議案第180号	富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件	134
議案第181号	工事請負契約締結の件（月岡小学校特別教室棟改築主体工事）	135
議案第182号	工事請負契約締結の件（速星小学校校舎改築（その2）主体工事）	136
議案第183号	工事請負契約締結の件（呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事）	137
議案第184号	特定事業変更契約締結の件（富山市斎場再整備事業）	138
議案第185号	富山市スポーツ施設の指定管理者の指定の件	139
議案第186号	城址公園及び富山市宮城址公園駐車場の指定管理者の指定の件	140
議案第187号	富山市営住宅等の指定管理者の指定の件	141
議案第188号	土地処分の件（金屋企業団地分譲地）	144
議案第189号	損害賠償の額を定める件	145
議案第190号	字の区域の変更及び廃止の件	146
報告第42号	専決処分報告の件（訴えの提起の件）	150
報告第43号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）	153
報告第44号	専決処分について承認を求める件（令和2年12月の期末手当の特例に関する条例制定の件）	156

一 般 会 計

議案第157号

令和2年度富山市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度富山市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626,877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,030,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		69,376,131	43,437	69,419,568
	2 国庫補助金	51,837,780	45,073	51,882,853
	3 委託金	114,095	△ 1,636	112,459
16 県支出金		12,738,130	△ 1,954	12,736,176
	2 県補助金	4,028,506	△ 1,954	4,026,552
18 寄附金		90,245	5,922	96,167
	1 寄附金	90,245	5,922	96,167
19 繰入金		3,884,002	214,093	4,098,095
	1 特別会計繰入金	665,659	210,873	876,532
	2 基金繰入金	3,218,343	3,220	3,221,563
20 諸収入		3,114,039	115,730	3,229,769
	3 貸付金元利収入	1,311,704	55,015	1,366,719
	5 収益事業収入	80,000	60,000	140,000
	6 雑入	1,580,861	715	1,581,576
21 市債		19,156,700	174,100	19,330,800
	1 市債	19,156,700	174,100	19,330,800
22 繰越金		1,920,055	75,549	1,995,604
	1 繰越金	1,920,055	75,549	1,995,604
歳入合計		217,403,660	626,877	218,030,537

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		758,968	△ 14,856	744,112
	1 議会費	758,968	△ 14,856	744,112
2 総務費		60,810,294	△ 211,812	60,598,482
	1 総務管理費	52,324,753	△ 301,426	52,023,327
	2 企画費	5,429,958	53,132	5,483,090
	3 徴税費	1,518,984	24,988	1,543,972
	4 戸籍住民基本台帳費	1,054,210	△ 4,284	1,049,926
	5 選挙費	196,094	△ 3,801	192,293
	6 統計調査費	205,945	13,353	219,298
	7 監査委員費	80,350	6,226	86,576
3 民生費		65,396,029	△ 25,100	65,370,929
	1 社会福祉費	29,525,744	71,107	29,596,851
	2 児童福祉費	31,303,615	△ 91,156	31,212,459
	3 生活保護費	4,046,707	△ 14,947	4,031,760
	4 市民生活費	385,267	9,268	394,535
	5 青少年女性費	134,695	628	135,323
4 衛生費		10,673,140	61,116	10,734,256
	1 保健衛生費	6,601,627	28,798	6,630,425
	2 環境衛生費	4,071,513	32,318	4,103,831
5 労働費		717,933	△ 11,606	706,327
	1 労働諸費	717,933	△ 11,606	706,327
6 農林水産業費		4,977,778	140,055	5,117,833
	1 農業費	1,715,454	72,769	1,788,223
	2 農地費	2,536,312	65,305	2,601,617
	3 林業費	426,581	5,537	432,118
	4 水産業費	299,431	△ 3,556	295,875
7 商工費		5,210,566	383,584	5,594,150
	1 商工費	5,210,566	383,584	5,594,150
8 土木費		25,333,827	202,300	25,536,127
	1 土木管理費	816,440	29,539	845,979
	2 道路橋りょう費	5,941,844	27,573	5,969,417
	3 河川水路費	761,147	6,215	767,362
	5 都市計画費	16,422,794	138,840	16,561,634

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	1,389,088	133	1,389,221
9 消防費		5,214,870	△ 18,259	5,196,611
	1 消防費	5,214,870	△ 18,259	5,196,611
10 教育費		16,432,774	121,455	16,554,229
	1 教育総務費	1,824,069	45,400	1,869,469
	2 小学校費	7,393,145	29,944	7,423,089
	3 中学校費	3,910,235	20,270	3,930,505
	4 幼稚園費	514,890	△ 22,342	492,548
	5 社会教育費	2,790,435	48,183	2,838,618
歳 出	合 計	217,403,660	626,877	218,030,537

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	行政サービスセンター費	5,000
		中核型地区センター費	5,000
6 農林水産業費	2 農地費	小規模土地改良事業費補助金	32,880
10 教育費	1 教育総務費	学校再編推進事業費	20,000
	2 小学校費	統合校の新設事業費	21,000
	3 中学校費	統合校の新設事業費	11,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市民プール管理運営費	自令和3年度至令和7年度	1, 214, 970
富山市八尾B & G海洋センタープール、富山市八尾ゆめの森テニスコート管理運営費	自令和3年度至令和7年度	272, 048
市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託費	自令和2年度至令和3年度	14, 218
市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託費	自令和2年度至令和3年度	58, 555
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業保険料	自令和2年度至令和3年度	956
ひとり親家庭学習支援事業委託費	自令和3年度至令和5年度	16, 920
浄化槽汚泥前処理施設整備工事発注支援及び生活環境影響調査業務委託費	自令和2年度至令和3年度	18, 500
富山市斎場再整備事業費	自令和2年度至令和3年度	144, 980
市道整備事業費	自令和2年度至令和3年度	86, 200
浸水対策事業費	自令和2年度至令和3年度	7, 000
街路整備事業費	自令和2年度至令和3年度	10, 000
リフレッシュ事業費	自令和2年度至令和3年度	165, 500
城址公園管理運営費	自令和3年度至令和5年度	125, 301
富山市営住宅等管理運営費	自令和3年度至令和7年度	1, 107, 050

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
農 地 費	480,100	20,900	501,000	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
都 市 計 画 費	3,449,600	149,900	3,599,500			
小 学 校 費	2,422,300	3,300	2,425,600			

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費補助 金	2 ,241,249	31,167	2 ,272,416	1社会福祉費 補助金	31,167	1障害者総合支援事業費補助金 3,355 2介護保険事業費補助金 27,812
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2 ,743,188	13,906	2 ,757,094	1新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	13,906	1新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金 13,906
計	51 ,837,780	45,073	51 ,882,853			

款15 国庫支出金 項 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費委託 金	87,937	△ 1,636	86,301	1社会福祉費 委託金	△ 1,636	1国民年金事務費委託金 △ 2,104 2年金生活者支援給付金事務費委託金 468
計	114,095	△ 1,636	112,459			
合計	69 ,376,131	43,437	69 ,419,568			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
5 商工費補助 金	199,400	△ 1,954	197,446	1商工費補助 金	△ 1,954	1企業立地助成金 △ 1,954
計	4 ,028,506	△ 1,954	4 ,026,552			
合計	12 ,738,130	△ 1,954	12 ,736,176			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費寄附 金	64,649	5,263	69,912	1徴税費寄附 金	5,263	1新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 5,263

款18 寄附金 項 1 寄附金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 民生費寄附 金	7,646	659	8,305	1社会福祉費 寄附金	659	1新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 659
計	90,245	5,922	96,167			

款19 繰入金 項 1 特別会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 企業団地造 成事業特別 会計繰入金	515,690	210,873	726,563	1企業団地造 成事業特別 会計繰入金	210,873	1企業団地造成事業特別会計繰入金 210,873
計	665,659	210,873	876,532			

款19 繰入金 項 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 福祉奨学基 金繰入金	8,560	3,220	11,780	1福祉奨学基 金繰入金	3,220	1福祉奨学基金繰入金 3,220
計	3 ,218,343	3,220	3 ,221,563			
合計	3 ,884,002	214,093	4 ,098,095			

款20 諸収入 項 3 貸付金元利収入 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
12 八尾サービ ス貸付金元 利収入		55,015	55,015	1八尾サービ ス貸付金元 利収入	55,015	1元金 55,000 2利子 15
計	1 ,311,704	55,015	1 ,366,719			

款20 諸収入 項 5 収益事業収入 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 競輪事業収 入	80,000	60,000	140,000	1競輪事業収 入	60,000	1競輪事業特別会計繰入金 60,000
計	80,000	60,000	140,000			

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
3 雑入	1 ,580,068	715	1 ,580,783	3雑入	715	1雇用保険料戻入金 289 2その他の雑入 426
計	1 ,580,861	715	1 ,581,576			
合計	3 ,114,039	115,730	3 ,229,769			

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 農林水産業 債	654,400	20,900	675,300	1農地債	20,900	1小規模土地改良事業債 20,900
6 土木債	5 ,624,100	149,900	5 ,774,000	3都市計画債	149,900	1都市計画街路事業債 149,900
8 教育債	4 ,264,700	3,300	4 ,268,000	2小学校債	3,300	1小学校大規模改造事業債 3,300
計	19 ,156,700	174,100	19 ,330,800			

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金	1 ,920,055	75,549	1 ,995,604	1前年度繰越 金	75,549	1前年度繰越金 75,549
計	1 ,920,055	75,549	1 ,995,604			

2 歳 出

款 1 議会費 項 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 議会費	758,968	△ 14,856	744,112	他 6	△ 14,862	1報酬	△ 3,877	1議会運営費 人件費 2議会事務費 人件費	△ 8,271 △ 6,585
						2給料	△ 5,456		
						3職員手当等	△ 4,563		
						4共済費	△ 1,034		
						8旅費	74		
計	758,968	△ 14,856	744,112	他 6	△ 14,862				

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	4 458,465	△ 418,126	4 ,040,339	他 1	△ 418,127	1報酬	616	1総務一般管理費 人件費 2財務一般管理費 人件費 3スポーツ振興一般 管理費 人件費 4用地事務費 人件費	△ 410,606 5,108 △ 17,649 5,021
						2給料	△ 272,943		
						3職員手当等	△ 83,671		
						4共済費	△ 67,165		
						8旅費	16		
						18負担金補助 及び交付金	5,021		
2 人事管理費	146,594	6,230	152,824	他 15	6,215	1報酬	4,284	1職員研修費 人件費 2職員厚生費 人件費	5,481 749
						3職員手当等	875		
						4共済費	932		
						8旅費	139		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
6 会計管理費	96,742	10,574	107,316	他	2	10,572	1報酬	718	1会計事務費 人件費	10,574
							2給料	4,236		
							3職員手当等	4,187		
							4共済費	1,383		
							8旅費	50		
8 地域振興費	44 ,008,301	44 93,396	44 ,101,697	他	131	93,265	1報酬	3,029	1行政サービスセン ター費 (1)人件費 (2)事業費 2中核型地区センタ ー費 (1)人件費 (2)事業費 3地区センター費 人件費 4安全なまちづくり 推進事業費	13,786 8,786 5,000 15,829 10,829 5,000 61,781 2,000
							2給料	42,788		
							3職員手当等	22,334		
							4共済費	13,716		
							8旅費	△ 471		
							12委託料	10,000		
							18負担金補助 及び交付金	2,000		
14 スポーツ施 設費	1 ,465,183	1 6,500	1 ,471,683			6,500	12委託料	6,500	1体育施設整備事業 費	6,500
計	52 ,324,753	△ 301,426	52 ,023,327	他	149	△ 301,575				

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 企画総務費	364,657	32,782	397,439	他	△ 14	32,796	1報酬	△ 4,018	1企画一般管理費 人件費	32,782
							2給料	18,256		
							3職員手当等	12,056		

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	6,519	
						8旅費	△ 31	
2 企画調査費	372,869	5,352	378,221	他 13	5,339	1報酬	3,782	1企画事務費 人件費 5,352
						3職員手当等	820	
						4共済費	750	
3 文化振興費	2 ,344,115	△ 4,023	2 ,340,092		△ 4,023	2給料	△ 69	1文化振興事業費 人件費 △ 4,023
						3職員手当等	△ 44	
						18負担金補助 及び交付金	△ 3,910	
4 文化施設費	69,238	1,007	70,245		1,007	2給料	222	1婦中ふれあい館管 理運営費 人件費 1,007
						3職員手当等	654	
						4共済費	131	
5 情報管理費	1 ,292,834	△ 3,737	1 ,289,097		△ 3,737	1報酬	△ 2,759	1情報管理事務費 人件費 △ 3,737
						3職員手当等	△ 604	
						4共済費	△ 519	
						8旅費	145	
6 外国語専門 学校費	248,348	8,502	256,850	他 194	8,308	1報酬	6,003	1管理運営事務費 (1)人件費 8,330 (2)事業費 172
						3職員手当等	1,149	
						4共済費	1,115	

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						8旅費	63	
						18負担金補助 及び交付金	172	
7 ガラス造形 研究所費	146,118	200	146,318	他 200		18負担金補助 及び交付金	200	1管理運営事務費 200
8 ガラス美術 館費	591,779	13,049	604,828		13,049	1報酬	△ 1,949	1管理運営事務費 人件費 13,049
						2給料	9,724	
						3職員手当等	3,305	
						4共済費	2,000	
						8旅費	△ 31	
計	5 , 429,958	53,132	5 , 483,090	他 393	52,739			

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 税務総務費	920,183	△ 38,251	881,932	他 5,263	△ 43,514	2給料	△ 24,466	1税務事務費 人件費 43,514
						3職員手当等	△ 11,880	2新型コロナウイルス 感染症対策基金 費 5,263
						4共済費	△ 7,168	
						24積立金	5,263	
2 賦課徴収費	598,801	63,239	662,040	他 23	63,216	1報酬	7,728	1賦課徴収事務費 (1)人件費 9,866 (2)事業費 52,614
						3職員手当等	1,023	2債権管理対策事務 費 759
						4共済費	1,491	人件費
						8旅費	383	

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						10需用費	2,642	
						11役務費	2	
						12委託料	4,970	
						22償還金利息 及び割引料	45,000	
計	1 ,518,984	24,988	1 ,543,972	1他 5,286	19,702			

款 2 総務費 項 4 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基 本台帳費	1 ,054,054	△ 4,284	1 ,049,770	1他 7	△ 4,291	1報酬	3,639	1戸籍事務費 人件費 △ 4,284
						2給料	△ 5,079	
						3職員手当等	△ 4,276	
						4共済費	1,432	
計	1 ,054,210	△ 4,284	1 ,049,926	1他 7	△ 4,291			

款 2 総務費 項 5 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 選挙管理委 員会費	56,893	△ 3,801	53,092		△ 3,801	2給料	△ 1,250	1選挙管理委員会費 人件費 △ 3,801
						3職員手当等	△ 786	
						4共済費	△ 1,765	
計	196,094	△ 3,801	192,293		△ 3,801			

款 2 総務費 項 6 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 統計調査総 務費	29,469	13,353	42,822		13,353	2給料	6,899	1統計事務費 人件費 13,353
						3職員手当等	4,029	
						4共済費	2,425	
計	205,945	13,353	219,298		13,353			

款 2 総務費 項 7 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	80,350	6,226	86,576		6,226	2給料	3,758	1監査委員事務費 人件費 6,226
						3職員手当等	1,467	
						4共済費	1,001	
計	80,350	6,226	86,576		6,226			
合計	60 ,810,294	△ 211,812	60 ,598,482	他 5,835	△ 217,647			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総 務費	1 ,765,009	△ 4,335	1 ,760,674	他 524	△ 4,859	1報酬	2,982	1社会福祉一般管理 費 人件費 △ 7,476 2民生委員活動事業 費 2,482 3新型コロナウイルス 感染症対策基金 費 659
						2給料	△ 9,504	
						3職員手当等	762	
						4共済費	△ 1,798	
						8旅費	1,144	
						18負担金補助 及び交付金	1,420	
						24積立金	659	

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 障害者福祉 費	9 ,959,084	8,494	9 ,967,578	国 3,355	5,135	1報酬	1,442	1障害者福祉事務費 6,710 ・心身障害者福祉 推進事業費 2,750 ・自立支援給付事 務処理システム 事業費 3,960 2心身障害者福祉事 業費 1,784 人件費
				他 4		4共済費	251	
						8旅費	91	
						12委託料	6,710	
3 老人福祉費	2 ,082,078	41,718	2 ,123,796	国 41,718		18負担金補助 及び交付金	41,718	1介護サービス事業 所等支援事業費 41,718
4 養護老人ホ ーム費	191,503	5,431	196,934		5,431	2給料	4,213	1養護老人ホーム管 理運営費 5,431 人件費
						3職員手当等	1,218	
5 国民年金費	82,940	△ 2,104	80,836	国 △ 2,104		2給料	△ 2,306	1基礎年金等事務費 △ 2,104 (1)人件費 △ 3,039 (2)事業費 935
						3職員手当等	△ 285	
						4共済費	△ 448	
						12委託料	935	
6 後期高齢者 医療費	6 ,176,108	△ 3,305	6 ,172,803		△ 3,305	27繰出金	△ 3,305	1後期高齢者医療事 業特別会計繰出金 △ 3,305 人件費
7 介護保険費	6 ,658,723	15,497	6 ,674,220		15,497	27繰出金	15,497	1介護保険事業特別 会計繰出金 15,497 (1)人件費 1,556 (2)事業費 13,941
8 国民健康保 険費	2 ,610,299	9,243	2 ,619,542		9,243	27繰出金	9,243	1国民健康保険事業 特別会計繰出金 9,243 (1)人件費 1,697 (2)事業費 7,546

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
9 年金生活者 支援給付金 事業費		468	468	国 468		12委託料	468	1年金生活者支援給 付金事務費 468
計	29 , 525, 744	71, 107	29 , 596, 851	国 43, 437 他 528	27, 142			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総 務費	3 , 895, 809	78, 337	3 , 974, 146	他 △ 6	78, 343	1報酬	△ 1, 402	1児童福祉一般管理 費 30, 229
						2給料	16, 733	人件費 2私立保育所等補助 事業費 31, 631
						3職員手当等	5, 636	3児童健全育成事業 費 16, 477
						4共済費	9, 274	
						8旅費	△ 12	
						22償還金利息 及び割引料	48, 108	
2 児童措置費	17 , 429, 281	82, 148	17 , 511, 429		82, 148	22償還金利息 及び割引料	82, 148	1私立保育所等管理 運営費 82, 148
3 母子福祉費	3 , 198, 717	3, 220	3 , 201, 937	他 3, 220		20貸付金	3, 220	1母子等福祉事業費 3, 220
5 保育所費	5 , 171, 114	△ 261, 605	4 , 909, 509	他 △ 314	△ 261, 291	1報酬	△ 47, 799	△ 1市立保育所管理運 営費 261, 605
						2給料	△ 98, 743	人件費
						3職員手当等	△ 54, 511	
						4共済費	△ 53, 488	
						8旅費	△ 7, 064	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 児童養護施設費	211,443	1,692	213,135		1,692	2給料	1,745	1児童養護施設事業費 人件費
						3職員手当等	△ 53	
8 児童館費	185,708	3,732	189,440		3,732	18負担金補助 及び交付金	3,732	1児童館運営事業費 人件費
9 母子父子寡 婦福祉資金 貸付費	24,510	1,320	25,830		1,320	27繰出金	1,320	1母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計繰出金
計	31 ,303,615	△ 91,156	31 ,212,459	他 2,900	△ 94,056			

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 生活保護総 務費	293,205	△ 14,947	278,258		△ 14,947	2給料	△ 7,261	1生活保護事務費 人件費
						3職員手当等	△ 4,888	
						4共済費	△ 2,798	
計	4 ,046,707	△ 14,947	4 ,031,760		△ 14,947			△ 14,947

款 3 民生費 項 4 市民生活費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 市民生活総 務費	262,746	6,272	269,018		6,272	2給料	3,925	1市民生活一般管理 費 人件費
						3職員手当等	412	
						4共済費	1,935	
4 交通安全対 策費	90,957	2,996	93,953		2,996	10需用費	996	1交通安全啓発事業 費
						12委託料	2,000	
計	385,267	9,268	394,535		9,268			

款 3 民生費 項 5 青少年女性費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 青少年女性 費	89,282	628	89,910		628	2給料	△ 16	1男女共同参画社会 推進事業費 人件費 628
						3職員手当等	508	
						4共済費	136	
計	134,695	628	135,323		628			
合計	65 ,396,029	△ 25,100	65 ,370,929	国 43,437 他 3,428	△ 71,965			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保健衛生総 務費	655,956	24,744	680,700		24,744	1報酬	4,152	1保健衛生一般管理 費 人件費 24,744
						2給料	1,061	
						3職員手当等	12,176	
						4共済費	7,244	
						8旅費	111	
2 母子保健事 業費	784,574	3,854	788,428		3,854	1報酬	888	1母子保健一般管理 費 人件費 3,854
						2給料	651	
						3職員手当等	1,772	
						4共済費	513	
						8旅費	30	
9 看護専門学 校費	112,885	200	113,085	他 200		18負担金補助 及び交付金	200	1管理運営事務費 200

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	6 , 601, 627	28, 798	6 , 630, 425	他 200	28, 598			

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 環境衛生総 務費	1 , 916, 736	32, 318	1 , 949, 054	他 15	32, 303	1報酬	819	1環境衛生一般管理 費 人件費
						2給料	21, 453	
						3職員手当等	6, 151	
						4共済費	4, 111	
						18負担金補助 及び交付金	△ 216	
計	4 , 071, 513	32, 318	4 , 103, 831	他 15	32, 303			
合計	10 , 673, 140	61, 116	10 , 734, 256	他 215	60, 901			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	708, 708	△ 11, 606	697, 102		△ 11, 606	2給料	△ 6, 025	1労政事務費 人件費
						3職員手当等	△ 3, 910	
						4共済費	△ 1, 671	
計	717, 933	△ 11, 606	706, 327		△ 11, 606			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農業委員会 費	92, 662	18, 117	110, 779		18, 117	2給料	9, 359	1農業委員会運営事 務費 人件費
						3職員手当等	5, 767	

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
						4共済費	2,991		
2 農業総務費	328,201	1,667	329,868		1,667	2給料	479	1農業総務一般管理 費 人件費	1,667
						3職員手当等	361		
						4共済費	827		
5 農業技術特 産振興費	113,090	△ 3,732	109,358		△ 3,732	2給料	△ 1,144	1営農サポートセン ター管理運営費 人件費	△ 3,732
						3職員手当等	△ 2,108		
						4共済費	△ 480		
6 山村振興費	302,047	55,000	357,047	他 55,000		20貸付金	55,000	1山村振興対策事業 費	55,000
7 公設地方卸 売市場費	161,690	1,717	163,407		1,717	27繰出金	1,717	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金 人件費	1,717
計	1 ,715,454	72,769	1 ,788,223	他 55,000	17,769				

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 農地総務費	136,281	31,839	168,120	他 12	31,827	1報酬	3,296	1農地事務費 人件費	31,839
						2給料	13,651		
						3職員手当等	9,532		
						4共済費	5,175		
						8旅費	185		

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2 土地改良費	1 ,332,317	33,466	1 ,365,783	債 20,900	12,564	1報酬	812	1小規模土地改良事 業費補助金	32,430
				他 2		3職員手当等	53	2土地改良事業費補 助金	1,036
						4共済費	130	人件費	
						8旅費	41		
						18負担金補助 及び交付金	32,430		
計	2 ,536,312	65,305	2 ,601,617	債 20,900	44,391				
				他 14					

款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2 林業振興費	303,667	5,537	309,204		5,537	18負担金補助 及び交付金	5,537	1林業振興対策事業 費	5,537
								人件費	
計	426,581	5,537	432,118		5,537				

款 6 農林水産業費 項 4 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 水産業総務 費	32,428	△ 3,556	28,872		△ 3,556	2給料	△ 2,414	1水産事務費	△ 3,556
						3職員手当等	△ 1,020	人件費	
						4共済費	△ 122		
計	299,431	△ 3,556	295,875		△ 3,556				
合計	4 ,977,778	140,055	5 ,117,833	債 20,900	64,141				
				他 55,014					

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 商工総務費	1 1,048,815	190,590	1 1,239,405	他 210,873	△ 20,283	2給料	△ 11,627	△ 1商工一般管理事務 費 20,283
						3職員手当等	△ 5,250	人件費 210,873
						4共済費	△ 3,406	
						24積立金	210,873	
4 工業振興費	182,093	△ 1,104	180,989		△ 1,104	2給料	△ 779	1中小企業育成事業 費 △ 1,104
						3職員手当等	△ 325	人件費
5 企業立地奨励費	726,911	190,190	917,101	県 △ 1,954	192,144	18負担金補助 及び交付金	190,190	1企業立地奨励事業 費 190,190
9 企業団地造成費	144,043	3,908	147,951		3,908	27繰出金	3,908	1企業団地造成事業 特別会計繰出金 3,908
計	5 1,210,566	383,584	5 1,594,150	県 △ 1,954 他 210,873	174,665			

款 8 土木費 項 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 土木総務費	816,440	29,539	845,979	他 12	29,527	1報酬	3,477	1土木一般管理費 人件費 29,539
						2給料	10,152	
						3職員手当等	10,010	
						4共済費	5,796	
						8旅費	104	
計	816,440	29,539	845,979	他 12	29,527			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 道路橋りょう 総務費	155,984	△ 1,563	154,421		△ 1,563	2給料	△ 1,551	1道路橋りょう一般 管理費 人件費 △ 1,563
						3職員手当等	665	
						4共済費	△ 677	
2 道路維持費	356,042	10,701	366,743		10,701	1報酬	2	1道路維持管理費 人件費 13,624
						2給料	7,545	2雪対策事業費 人件費 △ 2,923
						3職員手当等	1,187	
						4共済費	1,898	
						8旅費	69	
4 橋りょう維 持費	1536,053	18,435	1554,488		18,435	2給料	10,645	1橋りょう維持補修 事業費 人件費 18,435
						3職員手当等	3,960	
						4共済費	3,830	
計	5941,844	27,573	5969,417		27,573			

款 8 土木費 項 3 河川水路費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 河川水路総 務費	36,655	1,215	37,870		1,215	2給料	625	1河川水路事務費 人件費 1,215
						3職員手当等	142	
						4共済費	448	
2 河川水路維 持費	72,162	5,000	77,162		5,000	12委託料	5,000	1河川水路維持補修 事業費 5,000
計	761,147	6,215	767,362		6,215			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 都市計画総 務費	1 △ 167,852	32,893	1 134,959	他 3	△ 32,896	1報酬	1,364	△ 1都市計画管理費 人件費 2都市景観事業費 人件費	33,512 619
						2給料	△ 20,258		
						3職員手当等	△ 11,022		
						4共済費	△ 3,072		
						8旅費	95		
3 街路事業費	1 141,838	163,996	1 305,834	債 149,900	14,096	2給料	△ 690	1街路整備事業費 (1)人件費 (2)事業費	163,996 △ 2,618 166,614
						3職員手当等	△ 1,661		
						4共済費	△ 267		
						18負担金補助 及び交付金	166,614		
4 公園費	2 524,109	2,981	2 527,090		2,981	2給料	1,074	1公園管理費 人件費	2,981
						3職員手当等	1,275		
						4共済費	632		
7 公共交通対 策費	1 933,983	4,756	1 938,739	他 1	4,755	1報酬	678	1公共交通活性化推 進事業費 2生活交通対策事業 費 人件費	93 4,663
						2給料	2,679		
						3職員手当等	590		
						4共済費	785		
						8旅費	24		
計	16 422,794	138,840	16 561,634	債 149,900 他 4	△ 11,064				

款 8 土木費 項 6 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 住宅管理費	650, 114	133	650, 247		133	1報酬	△ 731	1市営住宅管理費 人件費 133
						2給料	1, 213	
						3職員手当等	△ 491	
						4共済費	142	
計	1 , 389, 088	133	1 , 389, 221		133			
合計	25 , 333, 827	202, 300	25 , 536, 127	債 149, 900 他 16	52, 384			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	3 , 744, 368	△ 18, 259	3 , 726, 109		△ 18, 259	2給料	△ 11, 855	1一般事務費 人件費 △ 18, 259
						3職員手当等	3, 779	
						4共済費	△ 10, 183	
計	5 , 214, 870	△ 18, 259	5 , 196, 611		△ 18, 259			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	1 , 223, 519	37, 910	1 , 261, 429	他 △ 14	37, 924	1報酬	△ 5, 821	1事務局一般管理費 人件費 17, 318 2学校保健事務費 人件費 592 3学校再編推進事業 費 20, 000
						2給料	11, 758	
						3職員手当等	7, 760	
						4共済費	3, 697	
						8旅費	△ 76	

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						12委託料	20,000	
						18負担金補助 及び交付金	592	
4 教育指導費	386,460	5,380	391,840	他	7 5,373	1報酬	5,074	1スクールサポータ ー配置事業費 人件費 5,380
						8旅費	306	
5 教育センター 費	123,856	2,110	125,966	他	1 2,109	1報酬	1,080	1教育センター管理 運営事務費 人件費 2,110
						2給料	72	
						3職員手当等	893	
						4共済費	65	
計	1 ,824,069	45,400	1 ,869,469	他 △ 6	45,406			

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	3 ,322,374	25,518	3 ,347,892	他	233 25,285	1報酬	392	1総務学校管理事務 費 人件費 4,468
						2給料	9,495	2統合校の新設事業 費 21,050
						3職員手当等	△ 2,730	
						4共済費	△ 1,415	
						8旅費	△ 1,274	
						12委託料	21,000	
						18負担金補助 及び交付金	50	
3 学校建設費	3 ,328,212	4,426	3 ,332,638	債	3,300 1,126	14工事請負費	4,426	1大規模改造事業費 4,426

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	7 , 393, 145	29, 944	7 , 423, 089	債 3, 300	26, 411			
				他 233				

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	862, 190	19, 400	881, 590	他 77	19, 323	1報酬	△ 4, 183	1総務学校管理事務 費 人件費 2統合校の新設事業 費
						2給料	9, 551	
						3職員手当等	3, 074	
						4共済費	1, 220	
						8旅費	△ 1, 262	
						12委託料	11, 000	
4 給食センター 費	413, 829	870	414, 699	他 11	859	1報酬	656	1給食センター管理 事務費 人件費
						3職員手当等	101	
						4共済費	71	
						8旅費	42	
計	3 , 910, 235	20, 270	3 , 930, 505	他 88	20, 182			

款10 教育費 項 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 幼稚園費	514, 890	△ 22, 342	492, 548	他 8	△ 22, 350	1報酬	△ 13, 998	1総務事務費 人件費
						2給料	6, 827	
						3職員手当等	△ 6, 685	

款10 教育費 項 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 7,004	
						8旅費	△ 1,482	
計	514,890	△ 22,342	492,548	他	△ 22,350			

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会教育総 務費	202,648	24,080	226,728		24,080	2給料	13,246	1一般管理事務費 人件費 24,080
						3職員手当等	6,645	
						4共済費	4,189	
4 郷土博物館 費	101,407	302	101,709		302	2給料	△ 147	1管理運営事務費 人件費 302
						3職員手当等	228	
						4共済費	9	
						8旅費	212	
5 民俗民芸村 費	155,389	10,020	165,409		10,020	2給料	5,116	1管理運営事務費 人件費 10,020
						3職員手当等	3,132	
						4共済費	1,772	
6 図書館費	779,886	△ 3,980	775,906		△ 3,980	2給料	△ 3,020	1管理運営事務費 人件費 △ 3,980
						3職員手当等	△ 503	
						4共済費	△ 457	

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
7 科学博物館 費	229,110	20,202	249,312	他 20	20,182	1報酬	6,120	1管理運営事務費 人件費 2普及教育事業費 人件費	17,850 2,352
						2給料	5,405		
						3職員手当等	5,390		
						4共済費	3,040		
						8旅費	247		
8 市民学習セ ンター費	231,535	△ 2,441	229,094		△ 2,441	2給料	△ 1,858	1管理運営事務費 人件費 2大沢野生涯学習セ ンター管理運営費 人件費	△ 2,886 445
						3職員手当等	△ 149		
						4共済費	△ 434		
計	2 ,790,435	48,183	2 ,838,618	他 20	48,163				
合計	16 ,432,774	121,455	16 ,554,229	債 3,300 他 343	117,812				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 〔年間支給率 (月分)〕 市長 (1.65) 副市長 (2.5)	地域手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		34,332	9,047		134	43,513	6,505	50,018	通勤手当 134
	議 員	37	262,800		101,973			364,773	94,306	459,079	
	その他の 特別職	84	37,135	24,300	7,344		328	69,107	5,974	75,081	通勤手当 328
	計	124	299,935	58,632	118,364		462	477,393	106,785	584,178	通勤手当 462
補 正 前	長 等	3		34,332	9,254		134	43,720	6,415	50,135	通勤手当 134
	議 員	37	268,320		104,724			373,044	94,306	467,350	
	その他の 特別職	84	37,135	24,300	7,489		330	69,254	5,892	75,146	通勤手当 330
	計	124	305,455	58,632	121,467		464	486,018	106,613	592,631	通勤手当 464
比 較	長 等				△ 207			△ 207	90	△ 117	
	議 員		△ 5,520		△ 2,751			△ 8,271		△ 8,271	
	その他の 特別職				△ 145		△ 2	△ 147	82	△ 65	通勤手当 △2
	計		△ 5,520		△ 3,103		△ 2	△ 8,625	172	△ 8,453	通勤手当 △2

2 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(69) 2,957		10,798,099	8,181,852	18,979,951	3,533,376	22,513,327	
補正前	(72) 3,003		11,032,004	8,222,444	19,254,448	3,574,364	22,828,812	
比 較	(△ 3) △ 46		△ 233,905	△ 40,592	△ 274,497	△ 40,988	△ 315,485	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外数

区 分	管 理 職 当 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	308,040	7,615	275,341	344,829	149,224	246,927	
補正前	267,792	6,208	267,059	349,468	137,186	254,438		87,739
比 較	40,248	1,407	8,282	△ 4,639	12,038	△ 7,511		4,997
区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
補正後	808,431	170,327	88	5,887	2,530,732	1,881,721	2,029	1,357,925
補正前	808,431	170,327	88	600	2,606,982	1,906,082	2,119	1,357,925
比 較				5,287	△ 76,250	△ 24,361	△ 90	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 233,905	給与改定に伴う増減分 0		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 233,905		
職員手当	△ 40,592	制度改正に伴う増減分 △ 49,223	期 末 手 当 △ 49,223	支給割合の引き下げ
		その他の増減分 8,631		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般職	技能職	消防職	教育職	医療職
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	307,343	282,749	305,841	438,700	549,625
	平均年齢(歳)	39.7	48.4	37.11	50.10	54.3
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	308,725	287,961	305,829	437,175	544,900
	平均年齢(歳)	39.8	47.11	37.11	52.4	55.2

イ 初任給

区 分	一般職 (円)	技能職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	医療職 (円)
高 校 卒	154,900	152,700	176,500		
大 学 卒	188,700		215,800	202,300	274,500

ウ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		技 能 職		消 防 職		教 育 職		医 療 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2 年 10 月 1 日 現 在	10級										
	9級	9	0.4			1	0.2				
	8級	11	0.5			6	1.3				
	7級	58	2.8			6	1.3				
	6級	281	13.4			15	3.2				
	5級	195	9.3			21	4.5	1	33.3		
	4級	368	17.6	213	59.7	(9) 66	(75.0) 14.2			3	75.0
	3級	(42) 545	(100.0) 26.1	(15) 105	(100.0) 29.4	(3) 136	(25.0) 29.1			2	66.7
	2級	263	12.6	5	1.4	73	15.6				
	1級	362	17.3	34	9.5	143	30.6				
	計	(42) 2,092	(100.0) 100.0	(15) 357	(100.0) 100.0	(12) 467	(100.0) 100.0			3	100.0
令和 元 年 10 月 1 日 現 在	10級					1	0.2				
	9級	9	0.4			2	0.4				
	8級	12	0.6			6	1.3				
	7級	54	2.6			10	2.2				
	6級	285	13.9			9	1.9				
	5級	182	8.9			21	4.5	1	25.0		
	4級	373	18.2	222	63.2	(8) 66	(72.7) 14.2			2	50.0
	3級	(54) 543	(100.0) 26.5	(19) 97	(100.0) 27.6	(3) 133	(27.3) 28.5			2	50.0
	2級	244	11.9	9	2.6	77	16.5				
	1級	350	17.0	23	6.6	141	30.3				
	計	(54) 2,052	(100.0) 100.0	(19) 351	(100.0) 100.0	(11) 466	(100.0) 100.0			4	100.0

※ () 内は、短時間勤務職員で外数

エ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.2	4.45		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.25	4.5		
国 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.2	4.45		

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

オ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～95,400円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

カ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	富 山 市 内 (医療職給料表適用者を除く)	富 山 市 内 (医療職給料表適用者)
支 給 率 (%)	3	16
支給対象職員数 (人)	3,021	4
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3	16

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 職	技 能 職
給料総額に対する比率 (%)	0.9	0.3	2.4
支給対象職員の比率 (令和2年10月1日現在) (%)	36.7	26.2	35.5
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃業務手当、介護・保育等業務手当、消防業務手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

3 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,666)	2,506,534		420,955	2,927,489	418,161	3,345,650	
補 正 前	(1,685)	2,524,611		437,505	2,962,116	449,640	3,411,756	
比 較	(△ 19)	△ 18,077		△ 16,550	△ 34,627	△ 31,479	△ 66,106	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	420,955
	補 正 前	437,505
	比 較	△ 16,550

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	△ 18,077	その他の増減分	△ 18,077	報酬 △ 18,077
職 員 手 当	△ 16,550	その他の増減分	△ 16,550	期末手当 △ 16,550

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	元年度末までの 支出（見込）額		2年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市民プール管理運営費 （令和2年度分）	1,214,970			令和3年度 ～ 令和7年度	1,214,970	他 230,000	984,970
富山市八尾B&G海洋センタープール、富山市八尾ゆめの森テニスコート管理運営費 （令和2年度分）	272,048			令和3年度 ～ 令和7年度	272,048		272,048
市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託費 （令和2年度分）	14,218			令和2年度 ～ 令和3年度	14,218		14,218
市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託費 （令和2年度分）	58,555			令和2年度 ～ 令和3年度	58,555		58,555
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業保険料 （令和2年度分）	956			令和2年度 ～ 令和3年度	956		956
ひとり親家庭学習支援事業委託費 （令和2年度分）	16,920			令和3年度 ～ 令和5年度	16,920	国 8,460	8,460
浄化槽汚泥前処理施設整備工事発注支援及び生活環境影響調査業務委託費 （令和2年度分）	18,500			令和2年度 ～ 令和3年度	18,500		18,500
富山市斎場再整備事業費 （令和2年度分）	144,980			令和2年度 ～ 令和3年度	144,980	債 108,700	36,280
市道整備事業費 （令和2年度分）	86,200			令和2年度 ～ 令和3年度	86,200	国 5,750	80,450

(単位 千円)

事 項	限度額	元年度末までの 支出（見込）額		2年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
浸水対策事業費 (令和2年度分)	7,000			令和2年度 ～ 令和3年度	7,000	国 3,500	3,500
街路整備事業費 (令和2年度分)	10,000			令和2年度 ～ 令和3年度	10,000	国 5,000	5,000
リフレッシュ事業 費 (令和2年度分)	165,500			令和2年度 ～ 令和3年度	165,500	国 59,100	106,400
城址公園管理運営 費 (令和2年度分)	125,301			令和3年度 ～ 令和5年度	125,301		125,301
富山市営住宅等管 理運営費 (令和2年度分)	1,107,050			令和3年度 ～ 令和7年度	1,107,050	他 1,107,050	

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	2年度中増減見込み			2年度末現在高見込額		
	2年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
	補正前の額	補正額	補正後の額			
1 普通債	13,293,300	174,100	13,467,400	151,251,328	174,100	151,425,428
(1)土 木	5,219,600	149,900	5,369,500	66,315,733	149,900	66,465,633
(2)農林水産	654,400	20,900	675,300	5,415,905	20,900	5,436,805
(3)教 育	4,264,700	3,300	4,268,000	48,602,092	3,300	48,605,392
合 計	19,156,700	174,100	19,330,800	239,924,101	174,100	240,098,201

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 1 5 8 号

令和 2 年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度富山市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第 1 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市営城址公園駐車場管理運営費	自令和3年度至令和5年度	60,810

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

(単位 千円)

事 項	限度額	元年度末までの 支出（見込）額		2年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市営城址公園 駐車場管理運営費 (令和2年度分)	60,810			令和3年度 ～ 令和5年度	60,810	他 60,810	

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

議案第 1 5 9 号

令和 2 年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正
予算（第 1 号）

令和 2 年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予
算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 2 0 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 2, 9 3 0 千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に
よる。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		24,510	1,320	25,830
	1 一般会計繰入金	24,510	1,320	25,830
歳入合計		81,610	1,320	82,930

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		81,610	1,320	82,930
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	81,610	1,320	82,930
歳 出	合 計	81,610	1,320	82,930

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	24,510	1,320	25,830	1一般会計繰 入金	1,320	1一般会計繰入金 1,320
計	24,510	1,320	25,830			

2 歳 出

款 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

項 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 母子父子寡 婦福祉資金 貸付事業費	81,610	1,320	82,930	他 1,320		12委託料	1,320	1母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費 1,320
計	81,610	1,320	82,930	他 1,320				

後期高齢者医療事業特別会計

議案第160号

令和2年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,305千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,925,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		6,176,108	△ 3,305	6,172,803
	1 一般会計繰入金	6,176,108	△ 3,305	6,172,803
歳入合計		10,929,277	△ 3,305	10,925,972

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		292,402	△ 3,305	289,097
	1 総務管理費	275,181	△ 3,305	271,876
歳 出	合 計	10,929,277	△ 3,305	10,925,972

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 事務費繰入 金	375,366	△ 3,305	372,061	1事務費繰入 金	△ 3,305	1事務費繰入金 △ 3,305
計	6 ,176,108	△ 3,305	6 ,172,803			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	275,181	△ 3,305	271,876	他 △ 3,305		2給料	△ 1,633	1一般管理費 人件費
						3職員手当等	△ 813	
						4共済費	△ 859	
計	275,181	△ 3,305	271,876	他 △ 3,305				
合計	292,402	△ 3,305	289,097	他 △ 3,305				

給 与 費 明 細 書

一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		15,854	8,773	24,627	4,992	29,619	
補正前	5		17,487	9,586	27,073	5,851	32,924	
比 較			△ 1,633	△ 813	△ 2,446	△ 859	△ 3,305	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後			130	480		484		18
	補正前			120	529		687		17
	比 較			10	△ 49		△ 203		1
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,322				3,632	2,707		
	補正前	1,046				4,152	3,035		
	比 較	276				△ 520	△ 328		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 1,633	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,633		
職員手当	△ 813	制度改正に伴う増減分	△ 72	期 末 手 当 △ 72	支給割合の引下げ
		その他の増減分	△ 741		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	264,360
	平均年齢(歳)	34.9
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	284,540
	平均年齢(歳)	36.3

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2 年 10 月 1 日 現 在	9級			令和 元 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級				6級		
	5級				5級		
	4級	1	20.0		4級	2	40.0
	3級	1	20.0		3級	1	20.0
	2級	2	40.0		2級	1	20.0
	1級	1	20.0		1級	1	20.0
計	5	100.0	計	5	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.25	2.2	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.5	有	
国の制度	2.25	2.2	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	5
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和2年10月1日現在) (%)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

介護保険事業特別会計

議案第161号

令和2年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,793,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		9,894,476	6,800	9,901,276
	2 国庫補助金	2,413,431	6,800	2,420,231
7 繰入金		7,287,956	15,497	7,303,453
	1 一般会計繰入金	6,658,723	15,497	6,674,220
8 諸収入		19,169	47	19,216
	4 雑入	4,166	47	4,213
歳入合計		44,771,427	22,344	44,793,771

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		776,380	22,344	798,724
	1 総務管理費	356,508	15,553	372,061
	2 徴収費	37,731	1,661	39,392
	3 介護認定審査会費	374,488	5,130	379,618
歳 出	合 計	44,771,427	22,344	44,793,771

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
3 介護保険事 業費補助金		6,800	6,800	1介護保険事 業費補助金	6,800	1介護保険事業費補助金 6,800
計	2 ,413,431	6,800	2 ,420,231			
合計	9 ,894,476	6,800	9 ,901,276			

款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 その他一般 会計繰入金	774,491	15,497	789,988	1職員給与費 等繰入金	△ 5,285	1職員給与費等繰入金 △ 5,285
				2事務費繰入 金	20,782	1事務費繰入金 20,782
計	6 ,658,723	15,497	6 ,674,220			
合計	7 ,287,956	15,497	7 ,303,453			

款 8 諸収入 項 4 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	4,166	47	4,213	1雑入	47	1雇用保険料戻入金 47
計	4,166	47	4,213			
合計	19,169	47	19,216			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	356,508	15,553	372,061	国 5,410 他 10,143		1報酬	3,851	1一般管理事務費 人件費 2給付サービス事務 費 3介護保険事務処理 システム事業費	47 10 15,496
						2給料	△ 2,820		
						3職員手当等	△ 1,432		
						4共済費	411		
						8旅費	47		
						12委託料	13,244		
						18負担金補助 及び交付金	2,252		
計	356,508	15,553	372,061	国 5,410 他 10,143					

款 1 総務費 項 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 賦課徴収費	37,731	1,661	39,392	他 1,661		12委託料	1,661	1賦課徴収事務費 1,661
計	37,731	1,661	39,392	他 1,661				

款 1 総務費 項 3 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 介護認定審 査会費	69,461	5,099	74,560	国 1,390 他 3,709		1報酬	1,190	1介護認定審査会事 業費 (1)人件費 (2)事業費	5,099 1,515 3,584
						3職員手当等	116		
						4共済費	209		
						12委託料	3,584		

款 1 総務費 項 3 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 認定調査等 費	305,027	31	305,058	他 31		3職員手当等	31	1認定調査事務費 人件費 31
計	374,488	5,130	379,618	国 1,390 他 3,740				
合計	776,380	22,344	798,724	国 6,800 他 15,544				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	40		129,494	80,084	209,578	40,909	250,487	
補正前	39		132,314	81,864	214,178	41,154	255,332	
比 較	1		△ 2,820	△ 1,780	△ 4,600	△ 245	△ 4,845	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,044		1,026	3,974	2,083	3,855		18
	補正前	748		1,299	4,032	2,319	3,659		
	比 較	1,296		△ 273	△ 58	△ 236	196		18
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 当 手 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	16,000	175		104	29,096	21,709		
	補正前	16,000	200			30,973	22,634		
	比 較		△ 25		104	△ 1,877	△ 925		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 2,820	給与改定に伴う増減分 0		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 2,820		
職員手当	△ 1,780	制度改正に伴う増減分 △ 599	期 末 手 当 △ 599	支給割合の引下げ
		その他の増減分 △ 1,181		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	278,700
	平均年齢(歳)	34.11
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	278,785
	平均年齢(歳)	35.1

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2 年 10 月 1 日 現 在	9級			令和 元 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級	1	2.5
	6級	3	7.5		6級	1	2.5
	5級	4	10.0		5級	3	7.5
	4級	3	7.5		4級	3	7.5
	3級	14	35.0		3級	19	47.5
	2級	4	10.0		2級	4	10.0
	1級	12	30.0		1級	9	22.5
計	40	100.0	計	40	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.25	2.2	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.5	有	
国の制度	2.25	2.2	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	40
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和2年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	公衆衛生業務手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(26)	42,589		8,638	51,227	7,617	58,844	
補 正 前	(23)	37,548		7,703	45,251	6,752	52,003	
比 較	(3)	5,041		935	5,976	865	6,841	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	8,638
	補 正 前	7,703
	比 較	935

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	5,041	その他の増減分	5,041	報酬 5,041
職 員 手 当	935	その他の増減分	935	期末手当 935

国民健康保険事業特別会計

議案第 1 6 2 号

令和 2 年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
令和 2 年度富山市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 2 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 6 1 5, 7 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,699,891	23	6,699,914
	1 国民健康保険料	6,699,891	23	6,699,914
5 繰入金		2,610,299	9,243	2,619,542
	1 一般会計繰入金	2,610,299	9,243	2,619,542
7 諸収入		49,226	5	49,231
	3 雑入	48,114	5	48,119
歳入合計		33,606,480	9,271	33,615,751

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		485,311	9,249	494,560
	1 総務管理費	418,880	9,248	428,128
	4 特別対策事業費	63,418	1	63,419
4 保健事業費		283,876	22	283,898
	2 保健事業費	69,030	22	69,052
歳 出 合 計		33,606,480	9,271	33,615,751

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 国民健康保険料 項 1 国民健康保険料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般被保険 者国民健康 保険料	6 ,696,562	23	6 ,696,585	1医療給付費 分現年度賦 課分	23	1現年度分 23
計	6 ,699,891	23	6 ,699,914			

款 5 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	2 ,610,299	9,243	2 ,619,542	3職員給与費 等繰入金	9,243	1職員給与費等繰入金 9,243
計	2 ,610,299	9,243	2 ,619,542			

款 7 諸収入 項 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
5 雑入	114	5	119	1雑入	5	1雇用保険料戻入金 5
計	48,114	5	48,119			
合計	49,226	5	49,231			

2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	415,031	9,248	424,279	他 9,248		1報酬	1,650	1一般管理費 (1)人件費 (2)事業費
						2給料	△ 4,466	
						3職員手当等	5,218	
						4共済費	△ 751	
						8旅費	51	
						12委託料	7,546	
計	418,880	9,248	428,128	他 9,248				

款 1 総務費 項 4 特別対策事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 医療費適正 化特別対策 事業費	26,448	1	26,449	他 1		1報酬	1	1医療費適正化特別 対策事業費 人件費
計	63,418	1	63,419	他 1				
合計	485,311	9,249	494,560	他 9,249				

款 4 保健事業費 項 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保健事業費	69,030	22	69,052	他 22		8旅費	22	1保健事業費 人件費
計	69,030	22	69,052	他 22				
合計	283,876	22	283,898	他 22				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	29		97,180	64,204	161,384	31,463	192,847	
補正前	29		101,646	58,713	160,359	32,545	192,904	
比 較			△ 4,466	5,491	1,025	△ 1,082	△ 57	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	1,396		2,784	3,037	2,807	3,050		76
	補正前	748		2,493	3,149	1,594	3,175		76
	比 較	648		291	△ 112	1,213	△ 125		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	11,912	83			22,407	16,652		
	補正前	5,800				24,106	17,572		
	比 較	6,112	83			△ 1,699	△ 920		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 4,466	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 4,466		
職員手当	5,491	制度改正に伴う増減分	△ 440	期 末 手 当 △ 440	支給割合の引下げ
		その他の増減分	5,931		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	279,690
	平均年齢(歳)	36.4
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	282,293
	平均年齢(歳)	36.8

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2 年 10 月 1 日 現 在	9級			令和 元 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	2	6.9		6級	1	3.5
	5級	2	6.9		5級	2	6.9
	4級	4	13.8		4級	5	17.2
	3級	10	34.5		3級	11	37.9
	2級	6	20.7		2級	3	10.3
	1級	5	17.2		1級	7	24.2
計	29	100.0	計	29	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.2	4.45		
補 正 前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.25	4.5		
国 の 制 度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.2	4.45		

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	29
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和2年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(19)	32,335		6,525	38,860	6,426	45,286	
補 正 前	(17)	30,684		6,368	37,052	6,095	43,147	
比 較	(2)	1,651		157	1,808	331	2,139	

※ () 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	6,525
	補 正 前	6,368
	比 較	157

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	1,651	その他の増減分	報酬	1,651
職 員 手 当	157	その他の増減分	期末手当	157

企業団地造成事業特別会計

議案第 1 6 3 号

令和 2 年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
令和 2 年度富山市の企業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 4 , 7 8 1 千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 3 6 1 , 4
3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に
よる。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		960,784	209,956	1,170,740
	1 財産運用収入	98,309	△ 968	97,341
	2 財産売却収入	862,475	210,924	1,073,399
2 繰入金		144,043	3,908	147,951
	1 一般会計繰入金	144,043	3,908	147,951
3 諸収入		14,825	917	15,742
	1 雑入	14,825	917	15,742
歳入合計		2,146,652	214,781	2,361,433

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 企業団地造成事業費		1,568,512	214,781	1,783,293
	1 企業団地造成事業費	1,568,512	214,781	1,783,293
歳 出	合 計	2,146,652	214,781	2,361,433

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 財産収入 項 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	98,309	△ 968	97,341	1土地貸付収入	△ 968	1土地貸付収入 △ 968
計	98,309	△ 968	97,341			

款 1 財産収入 項 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	862,475	210,924	1,073,399	1土地売払収入	210,924	1土地売払収入 210,924
計	862,475	210,924	1,073,399			
合計	960,784	209,956	1,170,740			

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	144,043	3,908	147,951	1一般会計繰入金	3,908	1一般会計繰入金 3,908
計	144,043	3,908	147,951			

款 3 諸収入 項 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	14,825	917	15,742	1雑入	917	1雑入 917
計	14,825	917	15,742			

2 歳 出

款 1 企業団地造成事業費 項 1 企業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企業団地造 成事業費	1 ,052,821	3,908	1 ,056,729	他 3,908		22償還金利息 及び割引料	3,908	1企業団地造成事業 費 3,908
2 繰出金	515,691	210,873	726,564	他 210,873		27繰出金	210,873	1一般会計繰出金 210,873
計	1 ,568,512	214,781	1 ,783,293	他 214,781				

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第 164 号

令和 2 年度富山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度富山市の競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,700,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,032,243 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		13,277,921	1,700,000	14,977,921
	1 競輪事業収入	13,277,921	1,700,000	14,977,921
歳入合計		13,332,243	1,700,000	15,032,243

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		13,326,924	1,700,000	15,026,924
	1 競輪費	13,326,924	1,700,000	15,026,924
歳 出	合 計	13,332,243	1,700,000	15,032,243

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 1 競輪事業収入		項 1 競輪事業収入		(単位 千円)		
目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 事業収入	12 , 019, 660	1 , 700, 000	13 , 719, 660	2車券売上収 入	1 , 700, 000	1 , 700, 000
計	13 , 277, 921	1 , 700, 000	14 , 977, 921			

2 歳 出

款 1 競輪費 項 1 競輪費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 競輪費	13 , 246, 924	1 , 640, 000	14 , 886, 924	他 1 , 640, 000		12委託料	280, 932	1開催費 1 , 640, 000
						13使用料及び 賃借料	32, 026	
						18負担金補助 及び交付金	52, 042	
						22償還金利子 及び割引料	1 , 275, 000	
2 繰出金	80, 000	60, 000	140, 000	他 60, 000		27繰出金	60, 000	1一般会計繰出金 60, 000
計	13 , 326, 924	1 , 700, 000	15 , 026, 924	他 1 , 700, 000				

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 1 6 5 号

令和 2 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 4, 8 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		161,690	1,717	163,407
	1 一般会計繰入金	161,690	1,717	163,407
歳入合計		363,124	1,717	364,841

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		265,753	1,717	267,470
	1 総務管理費	211,637	1,717	213,354
歳 出	合 計	363,124	1,717	364,841

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	161,690	1,717	163,407	1一般会計繰 入金	1,717	1一般会計繰入金 1,717
計	161,690	1,717	163,407			

2 歳 出

款 1 公設地方卸売市場費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	211,637	1,717	213,354	他 1,717		2給料	1,667	1一般管理費 人件費 1,717
						3職員手当等	△ 362	
						4共済費	412	
計	211,637	1,717	213,354	他 1,717				
合計	265,753	1,717	267,470	他 1,717				

給 与 費 明 細 書

一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	11		43,560	26,155	69,715	14,029	83,744	
補正前	10		41,893	26,397	68,290	13,617	81,907	
比 較	1		1,667	△ 242	1,425	412	1,837	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	3,099		1,095	1,433	336	584		30
	補正前	2,249		1,658	1,374	618	508		7
	比 較	850		△ 563	59	△ 282	76		23
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,588				9,893	8,097		
	補正前	1,617				10,408	7,958		
比 較	△ 29				△ 515	139			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考		
給 料	1,667	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	1,667			
職員手当	△ 242	制度改正に伴う増減分	△ 210	期 末 手 当	△ 210	支給割合の引下げ
		その他の増減分	△ 32			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	328,918
	平均年齢(歳)	41.4
令和元年10月1日現在	平均給料月額(円)	344,350
	平均年齢(歳)	44.6

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和 2 年 10 月 1 日 現 在	9級			元 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級	2	18.2		7級	1	10.0
	6級	2	18.2		6級	2	20.0
	5級				5級		
	4級	2	18.2		4級	3	30.0
	3級	3	27.2		3級	4	40.0
	2級				2級		
	1級	2	18.2		1級		
計	11	100.0	計	10	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.25	2.2	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.5	有	
国の制度	2.25	2.2	4.45	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和2年10月1日現在) (%)	18.2
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜・早朝勤務手当

カ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

賃貸住宅・店舗事業特別会計

議案第166号

令和2年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

第 1 表 債務負擔行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市営住宅等管理運営費	自令和3年度至令和7年度	117,950

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

(単位 千円)

事 項	限度額	元年度末までの 支出（見込）額		2年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市営住宅等管 理運営費 (令和2年度分)	117,950			令和3年度 ～ 令和7年度	117,950	他 117,950	

水 道 事 業 会 計

議案第167号

令和2年度富山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度富山市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度富山市水道事業会計予算第5条の表に次の項を加える。

配 水 施 設 費	自令和2年度 至令和3年度	426,000千円
-----------	------------------	-----------

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	元年度末までの 支払義務発生 (見込)額		2年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	企業債	その他
配水施設費 (令和2年度分)	426,000			令和2年度 ～ 令和3年度	426,000		285,600	140,400

議案第 168 号

令和 2 年 1 2 月の期末手当に関する条例制定の件
令和 2 年 1 2 月の期末手当に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

令和 2 年 1 2 月の期末手当に関する条例

(一般職の職員の期末手当)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 17 年富山市条例第 6 2 号。以下「給与条例」という。）第 1 条に規定する職員及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 18 年富山市条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 2 条から第 4 条までの規定により採用された職員の令和 2 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

給与条例第 27 条第 2 項及び第 3 項	100 分の 130	100 分の 125
	100 分の 110	100 分の 105
任期付職員条例第 9 条第 2 項	100 分の 130	100 分の 125
	100 分の 170	100 分の 165

(特別職の職員等の期末手当)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員、市長、副市長、政策監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の令和 2 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年富山市条例第 52 号）第 6 条第 2 項	100 分の 170	100 分の 165
市長及び副市長の給与に	100 分の 170	100 分の 165

関する条例（平成17年富山市条例第56号）第4条第2項		
富山市特別職の指定等に関する条例（平成24年富山市条例第28号）第5条第2項	100分の170	100分の165
富山市教育長の給与等に関する条例（平成17年富山市条例第57号）第4条第2項	100分の170	100分の165
富山市公営企業の管理者の給与に関する条例（平成17年富山市条例第59号）第4条第2項	100分の170	100分の165
富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成17年富山市条例第58号）第4条第2項	100分の170	100分の165

（会計年度任用職員の期末手当）

第3条 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山市条例第26号）第1条に規定する会計年度任用職員の令和2年12月に支給される期末手当の額の算定に係る期末手当基礎額に乗ずる割合（在職期間の区分に応じて乗ずる割合を除く。）は、同条例第5条本文及び第7条第3項本文の規定にかかわらず、100分の130とする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第169号

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山市職員の給与に関する条例(平成17年富山市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改める。

(富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年富山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 170 号

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年富山市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 171 号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与に関する条例(平成 17 年富山市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

(富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山市教育長の給与等に関する条例(平成 17 年富山市条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

(富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例(平成 17 年富山市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

(富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例(平成 17 年富山市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

(富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正)

第5条 富山市特別職の指定等に関する条例（平成24年富山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 172 号

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関
する条例（平成 20 年富山市条例第 11 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経
済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2
6 条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 173 号

富山市教育センター条例の一部を改正する条例制定の件
富山市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市教育センター条例の一部を改正する条例
富山市教育センター条例（平成 17 年富山市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「八人町 5 番 17 号」を「新桜町 6 番 15 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

議案第 174 号

富山市馬場家条例制定の件

富山市馬場家条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市馬場家条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項の規定により登録有形文化財に登録された旧馬場家住宅（以下「馬場家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第 2 条 馬場家の位置は、富山市東岩瀬町 107 番地 2 とする。

(公開)

第 3 条 馬場家は、期間及び時間を定めて公開する。

2 富山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、馬場家の管理上必要があると認めるときは、馬場家の全部又は一部の公開を停止し、又は制限することができる。

(観覧料)

第 4 条 馬場家を観覧しようとする者は、別表第 1 に定める額の観覧料（団体引率者及び未就学児は無料）を納付しなければならない。

2 富山市森家条例（平成 17 年富山市条例第 265 号）別表に規定する共通観覧料を納付した者であつて、当該共通観覧料の納付により同条例に規定する森家（以下「森家」という。）を観覧する日と同日に馬場家を観覧しようとするものについては、前項の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を納付した者とみなす。

3 観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(施設)

第5条 馬場家における主屋棟の板の間及び畳の間並びに新座敷棟の畳の間（以下この条において「主屋棟等」という。）は、文化活動等のため、市民の使用に供する。

2 主屋棟等を占有して使用しようとする者は、あらかじめ、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

(1) 馬場家の設置目的に反するとき。

(2) 資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、馬場家の管理上支障があるとき。

3 前項の承認には、馬場家の管理上必要な条件を付することができる。

4 前2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。

(3) 承認を受けた使用目的以外に使用したとき。

(4) 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

5 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

6 使用者は、主屋棟等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、委員会の承認を受けなければならない。

7 使用者は、使用を終了したとき（第4項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに主屋棟等を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるとき

は、これを10円に切り上げるものとする。

- 2 使用料は、前条第2項の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の減免及び還付)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。

- 2 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第8条 資料又は施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 第5条第4項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市はその賠償の責めを負わない。

(入館の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 資料又は施設等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、馬場家の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月16日から施行する。

(富山市森家条例の一部改正)

2 富山市森家条例（平成17年富山市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 富山市馬場家条例（令和 年富山市条例第 号）別表第1に規定する共通観覧料を納付した者であつて、当該共通観覧料の納付により同条例に規定する馬場家（以下「馬場家」という。）を観覧する日と同日に森家を観覧しようとするものについては、前項の観覧料（特別展等観覧料を除く。）を納付した者とみなす。別表観覧料の項の次に次のように加える。

共通観覧料	180	160
-------	-----	-----

別表中備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 この表において「共通観覧料」とは、森家及び馬場家（これらにおける特別展等を除く。）を同日中に観覧することができる観覧料をいう。

別表第1（第4条関係）

区分	金額（円）	
	個人	団体（20人以上）
観覧料	100	90
共通観覧料	180	160
特別展等観覧料	その都度市長が定める額	

備考

- 1 小学生、中学生及び高校生に係る観覧料（特別展等観覧料を除く。）は、無料とする。
- 2 この表において「共通観覧料」とは、馬場家及び森家（これらにおける特別展等を除く。）を同日中に観覧することができる観覧料をいう。

別表第 2（第 6 条関係）

種別		使用時間区分による金額（円）			超過料金 1 時間につき（円）
		9 時～ 1 3 時	1 3 時～ 1 7 時	1 7 時～ 2 1 時	
主屋棟	板の間	1,650	1,650	1,650	410
	畳の間（2 室まで）			1,650	
	畳の間（3 室以上）			3,300	
新座敷棟の畳の間		1,650	1,650	1,650	410

備考

- 1 使用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める額の 50 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の 20 パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 4 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

議案第 175 号

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部
を改正する条例

富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成 2 0
年富山市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 7 号から第 1 1 号まで
を 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 富山市馬場家

第 6 条中「平成 1 7 年富山市条例第 2 6 5 号）第 4 条」の次に「、
富山市馬場家条例（令和 年富山市条例第 号）第 4 条」を加え
る。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 6 日から施行する。

議案第 176 号

富山市・医師会急患センター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市・医師会急患センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市・医師会急患センター条例の一部を改正する条例

富山市・医師会急患センター条例（平成 17 年富山市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

内科 小児科	日曜日及び休日等	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで及び午後 6 時 30 分から翌日の午前 6 時まで（午前 2 時から午前 6 時までには待機診療体制とする。以下この表において同じ。）
	日曜日及び休日等以外の日	午後 7 時から翌日の午前 6 時まで

を

」

「

内科 外科	日曜日及び休日等	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで及び午後 6 時 30 分から午後 12 時まで
	土曜日（休日等に当たるときを除く。）	午後 2 時から午後 12 時まで
	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日（休日等に当たるときを除く。）	午後 7 時から午後 12 時まで
小児科	日曜日及び休日等	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで及び午後 6 時 30 分から午後 12 時まで

に

	日曜日及び休日等以外の日	午後 7 時から午後 1 2 時まで

」

改め、同表外科の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(内科の診療時間に関する経過措置)

2 内科の診療時間については、この条例の施行の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間にあっては改正後の富山市・医師会急患センター条例第 3 条の表中「午後 1 2 時まで」とあるのは「翌日の午前 6 時まで（午前 2 時から午前 6 時まででは待機診療体制とする。）」と、同年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間にあっては同表中「午後 1 2 時」とあるのは「翌日の午前 2 時」とする。

議案第 177 号

富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件
富山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市保育所条例の一部を改正する条例
富山市保育所条例（平成 17 年富山市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立呉羽保育所の項中「呉羽町 4990 番地」を「呉羽町 2247 番地 18」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

議案第 178 号

富山市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定の件
富山市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。
令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
富山市勤労青少年ホーム条例（平成 17 年富山市条例第 110 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 179 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
富山市スポーツ施設条例（平成 17 年富山市条例第 286 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 68 の項を 69 の項とし、35 の項から 67 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、34 の項の次に次のように加える。

35	富山市 3 x 3 バスケットボールコート	富山市湊入船町 10 番 21 号
----	-----------------------	----------------------

第 2 条の 2 中「35 の項、36 の項、39 の項から 44 の項まで、47 の項、48 の項、51 の項、53 の項、56 の項、57 の項及び 65 の項」を「36 の項、37 の項、40 の項から 45 の項まで、48 の項、49 の項、52 の項、54 の項、57 の項、58 の項及び 66 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号及び第 7 条第 7 項ただし書中「56 の項及び 57 の項」を「57 の項及び 58 の項」に改める。

第 13 条第 1 項ただし書及び第 3 項中「富山市総合体育館」の次に「又は富山市 3 x 3 バスケットボールコート」を加える。

別表第 1 パークゴルフ場及び常願寺川パークゴルフ場の項の次に次のように加える。

3 x 3 バスケットボールコート	1 月 5 日から 12 月 27 日までの日	午前 9 時から午後 9 時（日曜日及び休日にあつては、午後 7 時）まで
-------------------	-------------------------	---------------------------------------

別表第 2 中 29 の項を 30 の項とし、11 の項から 28 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、10 の項の次に次のように加える。

11 3 x 3 バスケットボールコート

種別	単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
入場無料の場合	2時間につき	1,100	550
入場有料の場合		3,300	1,650

備考

- 1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

附 則

この条例は、令和3年3月20日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第180号

富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件
富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例

富山市路面電車施設条例（平成21年富山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「415万1,400円」を「494万6,700円」に改め、同条第2号中「590万5,900円」を「670万3,400円」に改め、同条第3号中「1,184万1,500円」を「1,166万5,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市路面電車施設条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 181 号

工事請負契約締結の件

月岡小学校特別教室棟改築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 契約の目的 月岡小学校特別教室棟改築主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 352,000,000 円
- 4 契約の相手方 三由建設・牧野工業月岡小学校特別教室棟改築主体工事共同企業体
代表者
富山市大町 19 番地 10
三由建設株式会社
代表取締役 三由 昌成

議案第 1 8 2 号

工事請負契約締結の件

速星小学校校舎改築（その 2）主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 契約の目的 速星小学校校舎改築（その 2）主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 5 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 石坂建設・松原建設速星小学校校舎改築（その 2）主体工事共同企業体
代表者
富山市神通町二丁目 3 番 1 0 号
石坂建設株式会社
代表取締役社長 石坂 兼人

議案第 183 号

工事請負契約締結の件

呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 契約の目的 呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 199, 550, 000 円
- 4 契約の相手方 佐藤工業・川田工業・松原建設呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事共同企業体
代表者
富山市桜木町 1 番 11 号
佐藤工業株式会社北陸支店
常務執行役員支店長 金子 政史

議案第184号

特定事業変更契約締結の件

平成31年3月14日定例市議会において議決を得た富山市斎場再整備事業について、次のとおり変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 契約の金額

変更前 7,241,411,725円に事業契約約款に定める方法による金利変動、物価変動並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

変更後 7,386,391,725円に事業契約約款に定める方法による金利変動、物価変動並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

議案第 185 号

富山市スポーツ施設の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

施設の名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
富山市民プー ル	東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号 富山 F S パートナーズ	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
富山市八尾 B & G 海洋セン タープール、 富山市八尾ゆ めの森テニス コート	愛知県名古屋市長区池上台二丁 目 37 番地 1 スポーツマックス・三幸共同企 業体	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 1 8 6 号

城址公園及び富山市営城址公園駐車場の指定管理者の指定の件
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

施設 の 名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
城址公園、富山市営城址公園駐車場	富山市丸の内三丁目 2 番 6 号 富山城址公園パークマネジメン ト共同企業体	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 187 号

富山市営住宅等の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

施設 の 名 称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
山室団地、中市団地、朝菜町団地、高原町団地、上赤江団地、有沢団地、広田団地、針原団地、布目団地、辰尾団地、城村団地、月岡団地、水橋新保団地、水橋中村団地、五艘団地、海岸通団地、下赤江団地、今泉団地、中教院団地、笹津団地、殿様林団地、中滝団地、福沢団地、新曙町団地、新上野団地、妙川寺団地、高熊団地、寺山団地、源川	富山市中野新町一丁目 2 番 10 号 株式会社ホクタテ	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

原島団地、宮ケ
 島団地、長沢
 団地、千里団
 地、竹の内団
 地、山田中村
 団地、榎原西
 部団地、イ一
 ストタウンコ
 ー・ヴィータ
 ー・グッド
 ヒルズ豊田、
 コーポラ3新
 、リットコー
 ポラス32、
 ソレアード、
 サザンコート
 大山、パナメ
 ズン窪新町、
 パナメゾン布
 瀬、グランコ
 ンフォール西
 長江、井田団
 地、富山市奥
 田賃貸住宅、
 富山市奥田賃
 貸店舗、富山
 市今泉賃貸住
 宅、富山市今
 泉賃貸店舗、
 富山市中院賃
 貸住宅、富山
 市赤江特定公
 共賃貸住宅、
 富山市新曙町
 特定公共賃貸
 住宅、富山市
 高熊特定公共
 賃貸住宅、富
 山市寺山特定
 公共賃貸住宅
 、富山市源川
 原特定公共賃

貸住宅、富山 市山田中村特 定公共賃貸住 宅、富山市稲 代住宅、共同 施設		
--	--	--

議案第 188 号

土地処分の件

金屋企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 場 所 富山市金屋字川端 7 6 7 番 1 5
- 2 面 積 5, 1 0 1. 2 4 m²
- 3 売 払 価 格 1 3 4, 9 2 7, 7 9 8 円
- 4 契約の相手方 石川県野々市市徳用三丁目 1 8 番地
二本松物流株式会社
代表取締役 二本松 聖治

議案第 1 8 9 号

損害賠償の額を定める件

富山市八尾地域資源活用促進施設の堆肥散布機賃貸借契約について、次のとおり契約解除に伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 損害賠償の額 1, 8 5 8, 0 3 2 円
- 2 損害賠償の相手方 富山市東田地方町一丁目 1 番 3 0 号
N T T ・ T C リース株式会社北陸支店富山営業所
所長 大場 靖久
- 3 概 要

富山市八尾地域資源活用促進施設の事業終了に伴い、これまで長期継続契約をしていた堆肥散布機の契約を解除することから、解除に伴う損害費用を賠償するもの。

議案第 190 号

字の区域の変更及び廃止の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更及び廃止する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

1 字の区域の変更に関するもの

市 町 村 名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「下飯野」に編入する区域		
	大 字 名	字 名	地 番
富 山 市	水 落	字中ノ橋割	4 6 - 1 から 4 6 - 3 まで、 水落字中ノ橋割 4 6 - 1 地先
		字前田割	水落字前田割 8 9 - 2 地先

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	下飯野	字馬塚	1-1、1-2、 2-1から2-3まで
		字西半田	1から5まで、6-1
		字善門	16-1、17-1、21-1、 23
		字東半田	1から13まで、13-1、 14、14-1、 15から17まで、17-1、 18、18-1、19-1、 20-1、21-1
		字道田	1-1、2-1、3、4、 5-1、6から8まで、9-1、 9-2、10-1、10-2、 11、12-1、12-2、 13-1から13-4まで、 14-1から14-4まで、 15-1から15-6まで、 16-1、16-2、17、 18-1から18-3まで、 19、20、 21-1から21-3まで、 24-12、25-2、26-2
		字野割	6-1、6-2、7-1、 7-2、8-1、9-5、 10-3、11-5、12-2、 13-6、13-7、14-6、 14-10、15-8、 16-7、17-1、17-9、 18-5、19-2、19-7、 21-6、21-11
字大堰	1、2-1、3-1、3-4、 4-3、7-2、23-3、 23-5、23-6、24-2、 25-1から25-3まで、 26-1から26-4まで、		

市 町 村 名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大 字 名	字 名	地 番
富 山 市	下 飯 野	字 大 堰	2 7 - 2 、 2 7 - 4

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

報告第 4 2 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 訴えの提起の件

訴えの提起の件

ア) 当事者

原告 富山市

被告 別紙に記載のとおり

イ) 請求の要旨

市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払

ウ) 事件に関する方針

訴訟の遂行上必要があると認める場合は、適当と認める条件で相手側と和解することができる。

専決処分番号	専決処分年月日	住 所	氏 名
3 2	令和 2年10月 7日	富山市東町一丁目4番8-204号 イーストタウンコート	宮成 和世
3 3	令和 2年10月 7日	富山市高屋敷823番地15 市営住宅8棟403号	子浦 明美
3 4	令和 2年10月 7日	富山市布目3490番地 市営住宅1棟402号	竹内 ゆう
		北海道小樽市高島三丁目11番19号 (契約者 竹内ゆう分)	連帯保証人 藤田 國枝
3 5	令和 2年10月 7日	富山市笹津100番地 市営住宅4棟4307号	澤橋 秀雄
		射水市港町1番22号 港町市営住宅104 (契約者 澤橋秀雄分)	連帯保証人 松原 正

報告第 4 3 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
29	令和 2年10月 1日	<p>損害賠償額 金14,300円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名</p> <p>事由 市有財産管理上の器物破損事故 ・発生日 令和2年7月27日 ・場所 富山市中大久保地内</p>
30	令和 2年10月 2日	<p>損害賠償額 金6,408円 和解及び損害賠償の相手方 黒部市在住1名</p> <p>事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和2年7月11日 ・場所 富山市新富町一丁目地内</p>
31	令和 2年10月 2日	<p>損害賠償額 金11,437円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1法人</p> <p>事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和2年8月10日 ・場所 富山市桜木町地内</p>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
36	令和 2年10月 9日	損害賠償額 金70,400円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和2年7月22日 ・場所 富山市大町地内
37	令和 2年10月16日	損害賠償額 金133,030円 和解及び損害賠償の相手方 中新川郡立山町在住1名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和2年8月29日 ・場所 富山市経堂四丁目地内
38	令和 2年11月 4日	損害賠償額 金22,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1団体 事由 交通事故 ・発生日 令和2年10月9日 ・場所 富山市山室地内

報告第 4 4 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 令和 2 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例制定の件

専決第 3 9 号

令和 2 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例制定の件
令和 2 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日専決

富山市長 森 雅 志

令和 2 年 1 2 月の期末手当の特例に関する条例

(一般職の職員の期末手当)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）第 1 条に規定する職員及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 8 年富山市条例第 6 号）第 2 条から第 4 条までの規定により採用された職員の令和 2 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定に係る期末手当基礎額に乗ずる割合（在職期間の区分に応じて乗ずる割合を除く。）の特例については、別に条例で定める。

(特別職の職員等の期末手当)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員、市長、副市長、政策監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の令和 2 年 1 2 月に支給される期末手当の額の算定に係る給料月額及び給料月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額（議会の議長、副議長及び議員にあっては議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額、医師である病院事業管理者にあっては給料月額及び地域手当の月額並びにこれらの額の合計額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額）に乗ずる割合（在職期間の区分に応じて乗ずる割合を除く。）の特例については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

